

# 更新勧奨について

更新勧奨は、認定有効期間の終了する月の2か月前にサービスの利用があった被保険者に送付します。（ただし、送付する月の2か月前の国保連の利用データをもとに送付するので、送付直前の2か月前からサービス利用開始された方は反映されません。）

よって、有効期間4か月前から利用を開始された被保険者には発送されません。

## 例

